

日本総合病院精神医学会  
会員の皆様へ

## < 専門医名称および広告等についてのお知らせ >

本会の専門医資格の名称が<一般病院連携精神医学専門医>として、平成21年11月10日付で、厚生労働省に受理されました。

受理日以降、広告可能となりましたのでお知らせします。

\*\*\*\*\*

- ・ 専門医資格の名称：一般病院連携精神医学専門医
- ・ 届出受理年月日：平成21年11月10日
- ・ 掲載HP：厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0627-1.html>

\*\*\*\*\*

### <ご注意>

- ※1 広告する際は、医師氏名とともに<一般社団法人日本総合病院精神医学会認定 一般病院連携精神医学専門医>と表記してください。
- ※2 従来の名称「総合病院精神医学専門医」は定款の定めにより「一般病院連携精神医学専門医」と読み替えて広告すること。
- ※3 指導医については広告できません。
- ※4 上記の厚労省HP中の法人格名称は厚労省に訂正依頼（有限責任中間法人 → 一般社団法人）済みです。
- ※5 裏面にQ&Aを記載しています

## <Q & A>

Q 1 : クリニックの看板に「一般病院連携精神医学専門医」と明記してよいですか？

A 1 : 差し支えありません。パンフレットやホームページにも掲載することができます。ただし、広告する際は医師の氏名とともに以下の要領で表記してください。

\*\*\*\*\*

医師〇〇（一般社団法人日本総合病院精神医学会認定一般病院連携精神医学専門医）

\*\*\*\*\*

Q 2 : 旧名称の「総合病院精神医学専門医」の名称を掲げてよいですか？

A 2 : 専門医の名称は厚生労働省が通知したものに限られますので、旧名称は使用できません。専門医資格は本会の定款の定めにより、特別の手続きなく、そのまま読み替えることが可能です。

Q 3 : 新しい専門医の名称の認定医証が欲しいのですが？

A 3 : 専門医制度委員会から近く通知される方法（学会 HP でご案内予定）によって申請していただければ、新しい名称に書き換えた認定医証を発行します。

## <参考>

1) 広告ガイドライン（医療法の広告規制を解説したものです）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/dl/shishin.pdf>

※ p 20～22 に専門医について記載があります。

2) 広告規制全体について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/index.html>

3) 医療広告ガイドラインに関する Q & A（事例集）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/qa.html>

日本総合病院精神医学会・事務局  
〒113-0033 文京区本郷 2-14-4-201  
TEL/FAX 03-5805-3720  
jsghp@mth.biglobe.ne.jp